

令和8年度 支給限度額一覧

小学部

		学部	支給割合・限度額			経費の内容	学年					
		支弁区分	I 区分	II 区分	III 区分		1	2	3	4	5	6
に 寄 伴 宿 う 舎 経 居 費 住	寝 具 購 入 費		5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具(布団・毛布・敷布・枕・枕カバー)購入の費用。新たに入舎するときおよび3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○	○	○	○
	日 用 品 購 入 費		141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。 (洗面用品・通信用品・衣類補修用品・厚生修養費・下着類・保健衛生用品・生活必需品等)	○	○	○	○	○	○
購 学 用 品 ・ 入 通 学 用 費 品	(ア)学用品購入費		11,640	5,820		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、実験・実習材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品。 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○
	(イ)通学用品購入費					児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 通学用服(制服等)、靴(夏靴、冬靴、長靴等)、雨具(雨傘、雨合羽、雨靴等)、服飾小物類(手袋・マフラー・帽子等)、コート・ジャンパー等の上着類そのほか児童等の障害の状況に応じて、必要と認められる通学用品。 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○
新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品購入費			57,060	28,530		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 通学用品(ランドセル・リュック・手提げ袋等)、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの。 ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	-	-	-	-	-

中学部

		学部	支給割合・限度額			経費の内容	学年		
		支弁区分	I 区分	II 区分	III 区分		1	2	3
に 寄 伴 宿 う 舎 経 居 費 住	寝 具 購 入 費		5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具(布団・毛布・敷布・枕・枕カバー)購入の費用。新たに入舎するときおよび3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○
	日 用 品 購 入 費		141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。 (洗面用品・通信用品・衣類補修用品・厚生修養費・下着類・保健衛生用品・生活必需品等)	○	○	○
購 学 用 品 ・ 入 通 学 用 費 品	(ア)学用品購入費		22,740	11,370		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、実験・実習材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品。 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○
	(イ)通学用品購入費					児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 通学用服(制服等)、靴(夏靴、冬靴、長靴等)、雨具(雨傘、雨合羽、雨靴等)、服飾小物類(手袋・マフラー・帽子等)、コート・ジャンパー等の上着類そのほか児童等の障害の状況に応じて、必要と認められる通学用品。 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○
新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品購入費			63,000	31,500		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 通学用品(ランドセル・リュック・手提げ袋等)、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの。 ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	-	-

高等部

		学部	支給割合・限度額			経費の内容	学年		
		支弁区分	I 区分	II 区分	III 区分		1	2	3
に 寄 伴 宿 う 舎 経 居 費 住	寝 具 購 入 費		5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具(布団・毛布・敷布・枕・枕カバー)購入の費用。新たに入舎するときおよび3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○
	日 用 品 購 入 費		141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。 (洗面用品・通信用品・衣類補修用品・厚生修養費・下着類・保健衛生用品・生活必需品等)	○	○	○
品 学 用 品 ・ 入 通 学 用 費 用	(ア)学用品購入費		32,270	16,135		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴、実験・実習材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品。 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○
	(イ)通学用品購入費					児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 通学用服(制服等)、靴(夏靴、冬靴、長靴等)、雨具(雨傘、雨合羽、雨靴等)、服飾小物類(手袋・マフラー・帽子等)、コート・ジャンパー等の上着類そのほか児童等の障害の状況に応じて、必要と認められる通学用品。 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○
新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品購入費			63,000	31,500		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 通学用品(ランドセル・リュック・手提げ袋等)、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの。 ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	-	-